

意見書案第2号

最低賃金の引上げのための中小企業支援策の拡充を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年3月19日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

提出者 建設経済常任委員会
委員長 海東 一 弘

最低賃金の引上げのための中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）

現在、非正規雇用労働者は2,000万人を超え、全労働者の4割を超えています。非正規労働者の7割近くは女性労働者であり、男女間の賃金格差の大きな原因になっています。非正規労働者の多くはフルタイムで働いても年収200万円以下の「ワーキングプア」という状況に追い込まれ、経済的自立や結婚もおぼつかない状態であり、少子化の最大の要因となっており、社会保障制度の根幹をも揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になっています。

令和6年10月1日から、茨城県の最低賃金は52円引き上がり1,005円になり、1,000円を超えました。昨年の国の目安は全国一律50円でしたが、茨城県をはじめ27県が国の目安を超えた引上げを行い、全国加重平均が1,055円になりました。しかし、物価高の中で、県民生活は困難を極め、非正規労働者の多数を占める女性の生活苦や自殺が改善されていません。政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためにも、最低賃金の引上げと全ての労働者の賃金の大幅引上げが欠かせません。

日本の最低賃金制度の問題点は、最低賃金が低すぎる、国の支援が不十分で中小企業支援が進まず中小企業が賃上げできないなどが挙げられます。最低賃金の高い都道府県ほど労働者の時給が高く、茨城県は最低賃金ぎりぎりの低賃金になっている結果、県境の地域から千葉県や埼玉県、東京都に労働者が流出しています。労働者の流出は、県内の中小企業や医療・福祉職場等の人手不足を深刻にしています。

そして、国においては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担えるよう、最低賃金を引き上げる必要があります。また、最低賃金引上げのために、中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の事業主負担金の減免など、国の支援予算を増額するとともに、中小企業と大企業が公正に取引できるルールを国の責任で確立させなければなりません。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求めます。

記

- 1 政府は、最低賃金の引上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任で拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣